▒ 多摩川の名脇役

玉川上水管理のために設置された役所跡

27. 玉川上水羽村陣屋跡(東京都羽村市羽東3-8)

「羽村陣屋」は玉川上水が通水した1653年(承応2年)に、水路や堰の管理をするために 設置された江戸幕府の役所で「水番所」とも言われていました。 管理の内容はおもに上 水道の取り締まり、水門・水路・堰堤等の修理・改築などでした。





玉川上水羽村陣屋跡/羽村取水所/玉川水神社の鳥居/玉川水神社の社殿/羽村取水所門(写真-H20.9撮影)

そもそも「陣屋」とは、大名の居所または藩の政庁という意味で使われることが多いですが、「羽村陣屋」の敷地内にも陣屋敷と水番小屋が建てられていて、陣屋敷には幕府の役人が詰め、水番小屋には代々土地の有力者から選ばれた「水番人」が置かれて堰の管理にあたっていました。 陣屋には常に幕府の役人が往来し、水番人はその役人に指示を受けて働いていました。

水元役の廃止・・・・・・・・

玉川上水が通水すると、玉川上水の開削に貢献した庄右衛門と清右衛門兄弟は名字帯刀を許され、「玉川」の姓を名乗るようになり、同時に上水の管理を行う水元役に任命されました。

玉川兄弟の両家は、水元役の対価として扶持米[*2]を支給され、さらに上水の維持管理費の名目で武家や町家から水銀[*3]を得ていました。 こうして玉川家は代々水元役を世襲していきましたが、1739年(元文4年)、三代目水元役の玉川庄右衛門と清右衛門の両名が突然取締め[*4]を命ぜられ、その御役を免職させられました。

免職の理由として、

- 暮らしが身の程をわきまえていなかったこと
- ・ 羽村大堰水門などの普請修復のときだけでなく、通常の見回りにも出ていなかったこと
- ・川ざらいの諸道具等の管理を怠っていたこと

しゅんせつ

- ・ 出水時に出費を抑えようと人足を減らしたため、砂利・砂の浚 渫[*5]がはかどらなかったこと
- ・これらのことが原因で水量が不足し、江戸では上水切れになることもあったこと 等が挙げられています。

これら玉川両家の職務怠慢の原因は、玉川家が徴収していた半分の額で上水管理を志願した者がおり、水元役継続のために維持管理費を引き下げたため、収入が減り修復も満足に行えなくなったという説があります。 そこで収入が減った分の埋め合わせに、賄賂を届けてきた家には多く通水し、その逆の家には水不足にさせるという不正行為が行われたという話もありますが、これについては単なる噂に留まりました。 また別の説では幕府が玉川家への維持管理費を引き上げるのを嫌って、無実の罪を着せたという話もあります。

三代目玉川庄右衛門・清右衛門の両名が幕府から処分を受けると、上水管理は急速に町奉行[*6]の所管に移されました。 迅速な処置の裏には、江戸の水道を請負経営から幕府直営に移す動きがあったためですが、このような動きは玉川上水に限ったことではなく、神田・千川・三田上水等でも同様の処置が取られています。

玉川上水の経営が幕府直営に移行したのと同時にその経営内容にも大きな変化がありました。 まず新たに任命された上水の管理者は羽村の水門と堰の管理を行うだけで経営には携わらないこと、水銀の徴収は幕府が行い、普請・修復等の費用も幕府が負担すること、これまで各所に配置されていた水番人は玉川家の使用人で固められていたが、それを改め幕府の雇い人をこれに当てること、等です。

1768年(明和5年)9月、江戸の水道管理は町奉行から普請奉行[*7]へ移されました。 玉川 上水羽村水元役には羽村在勤者が置かれて羽村陣屋に常駐しました。 羽村陣屋の水元役の仕 事は以下のような内容でした。

水番人の仕事ー・ー・ー・ー・ー

幕府は玉川上水維持のために、羽村・砂川村(現在の立川市)、代田村(現在の世田谷区)、四谷大木戸(現在の新宿区)に水番人を置きました。右の写真は当時水番所があった場所で現在は東京都水道局が入ったビルに様変わりしています。

ここで羽村陣屋の水番人の仕事について触れてみます。その主な仕事の内容は以下のようなものです。



四谷大木戸にあった水番 所跡

・ 堰や水門の見回り

・・・ 水番人にとって最も大事な仕事である「上水施設の維持」と「水量の保持」のために、堰や水門・水路の見回りを行い、上水路にごみ等が流れていたら取り除いていました。

・ 投渡堰[*8]や水門の管理

・・・多摩川本流の出水の際、平常時よりも3尺(約90cm) な ぎ ぎ 増水したら大小の投渡木と呼ばれる丸太を取り払い、 一の水門・二の水門の差蓋を下ろし、このことを江戸 へ報告しました。減水すると取り払った投渡木を掛け 渡し、水門をあけて水を取り入れていました。

・堰や上水の修理

・・・ 大水の後、水番人は堰や水門の壊れた箇所を調べ、その結果を元に陣屋では修理工事の請負人から工事費用の見積もりを取り、一番安い金額で見積もりを提出した請負人に工事を発注しました。多額の報酬が見込めるため、羽村でも多くの人が修理工事に携わっていました。水番人は上水管理の他に自らこのような請負人となって修理工事に参加していました。

・ お囲竹木・お囲石の調達

・・・ 羽村の堰は投渡堰をはじめ大部分が木や竹や石などで作られていたため、常に予備の材料を備えておき、毎日の見回りの中で見つけた壊れた箇所は人を雇って修理していました。これらの材料は「お囲竹木」、「お田石」と呼ばれていました。

羽村陣屋跡のいま...ー・ー・ー・ー・ー

羽村陣屋の跡地は東京都水道局羽村取水所[*1]に生まれ変わり、堰の管理を行っています。羽村陣屋の面影はほとんど消えてしまいましたが、萱葺き屋根の陣屋門は当時のままで残っています。

玉川上水羽村陣屋跡は1978年(昭和53年)11月8日に羽村市指定旧跡 に選ばれ、隣接する玉川水神社と共に多くの人々がこの地を訪れていま す。



陣屋門の萱葺き屋根

*1 羽村取水所

- ・・・ 玉川上水が通水した際に羽村の取水口に設置された水番所。後に陣屋と呼ばれるようになった。現在 羽村取水所では羽村取水堰と小作取水堰を管理。
- *2 扶持米(ふちまい)
 - ・・・武士の俸禄(給料)の一つ。下級の武士に支給される一種の手当で禄を米でもらうもの。
- *3 水銀 (みずぎん)
 - ・・・水道使用料に当たるもの。
- *4 戸締(とじ)め
 - ・・・刑罰の一つ。家の門を釘付けにして外出を禁じ、謹慎させるもの。
- *5 浚渫(しゅんせつ)
 - ・・・水底の土砂などをさらう作業のこと。
- *6 町奉行(まちぶぎょう)
 - ・・・江戸市中の官費経営の橋梁に関することを担当していた。
- *7 普請奉行(ふしんぶぎょう)
 - ・・・土木工事を掌握し、その他に上水や公有宅地の管理を担当していた。
- *8 投渡堰 (なげわたしせき)
 - ・・・可動堰の一種。堰の支柱の桁に投渡木や木の枝を柵状に設置し、大雨時に多摩川本流が増水すると取水口に水が集中して水門や土手が決壊しないように堰に設置した丸太等を取り払い多摩川本流に流す仕組みになっている。